

# 北九州市議会基本条例

## 前文

日本国憲法においては、地方自治体にはその議事機関として議会が設置されることや、議会の議員と執行機関である地方自治体の長はそれぞれの選挙を通じて主権者から信任を得て、その役割を果たす二元代表制をとることが規定されている。

この二つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いを尊重し、それぞれ適切にその役割を果たすことが求められている。

国と地方の関係に大きな変化が生じ、議会に対する市民の関心も高まりを見せるなか、北九州市議会においても市民との協働による開かれた議会の実現を目指すことが求められている。

よって、北九州市議会は、市民への責任を果たすため、議会や議員の役割及び活動原則、議会と執行機関との関係及び議会と市民との関係等を明らかにし、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

## 【解説】

前文は、議会基本条例を制定しようとした背景や市民との協働による開かれた議会の実現を図るなど、北九州市議会が市民の負託に応えるための決意を表明したものです。

### ※ 議事機関

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する機関。議会を指す。

### ※ 執行機関

独自の執行権限をもち、その担任する事務について、国又は地方公共団体等の意思を自ら決定し、執行する権能を有する機関。地方公共団体の長（都道府県知事、市町村長）及び教育委員会等の委員会及び委員を指す。

### ※ 二元代表制

議員と市長は、それぞれ市民による直接選挙で選ばれ、議員で構成する議事機関（議会）と市長等の執行機関（執行部）が独立・対等の立場で、抑制、均衡しながら地方公共団体の運営を行う仕組み。

### ※ 市民との協働による開かれた議会

議会が活動を行う際に、市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行うことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図るという北九州市議会が目指す方向性。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治及び二元代表制の趣旨に基づき、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

### 【解 説】

本条では、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与するために、議会に関する基本的な事項を定めることで、市民との協働による開かれた議会の実現を図ることを規定しています。

### ※ 市民との協働による開かれた議会

議会が活動を行う際に、市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行うことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図るという北九州市議会が目指す方向性。

## 第2章 議会の役割

### (議会の役割及び活動原則)

第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行うこと。
  - (2) 独任制である市長その他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと。
  - (3) 市政の課題について調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。
  - (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと。
- 2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
- (1) 市民との意見交換等を通じて多様な課題の解決に取り組むこと。
  - (2) 議員相互間及び市長その他の執行機関との討議を活発に行うこと。
  - (3) 議会活動について、市民への説明責任を果たし、情報公開を行うこと。
  - (4) 議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行うこと。

### 【解 説】

本条は、議会の役割及び活動原則について規定しています。

第1項では、第1号から第4号で、議会の果たすべき役割を規定しています。

第2項では、第1号から第4号で、議会の役割を果たすための活動原則を規定しています。

#### ※ 合議制

複数の人員で構成された組織体において、その構成員が集まって議論を通じて意思を決定する制度をいう。

#### ※ 独任制

合議制に対するもので、1人で機関を構成し、独立して職務を執行し、意思を決定する制度をいう。

#### ※ 意見書

地方自治法第99条の規定に基づき、議会は、市の公益に関することについて、国会や関係行政庁に議会としての意思を意見としてまとめた文書を提出することができる。意見書の案は、議員又は委員会が提出し、本会議でその可否を決める。

#### ※ 決議

地方自治法に根拠規定はないが、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的效果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のことをいう。

※ 審議

「審議」は、本会議で付議事件について説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程を指す用語。

※ 審査

「審査」は、委員会において、付託を受けた議案、請願等について、議論し、結論を出す一連の過程を指す用語。

※ 政策立案、政策提言

政策立案とは、政策研究を行うことで、その明らかになった問題について、解決するための有効な政策をまとめること。

政策提言とは、上記の取りまとめた政策を発信すること。

## 第3章 議員の役割

### (議員の責務)

第3条 議員は、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんに努め、高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えなければならない。

#### 【解説】

本条は、議員の責務を規定しています。

#### ※ 公選による公職

法律に基づく選挙により選ばれた公の職をいう。地方自治体の議会の議員のほか、国会議員や地方自治体の長も該当する。

### (議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査を行うこと。
- (2) 市政の課題について、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (3) 市民との協働による開かれた議会の実現に資するため、不断の努力を行うこと。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 多様な市民の意見と市政の課題を的確に把握し、市の政策立案及び政策提言に適切に反映させること。
- (2) 市の政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
- (3) 各区の実情等の把握に努め、市全体の利益を勘案して、本市の意思決定に反映させること。
- (4) 自らの議会活動及び議会における政策立案、政策決定等の過程について、市民にわかりやすく説明すること。

#### 【解説】

本条は、議員の役割及び活動原則を規定しています。

第1項では、第1号から第3号で、議員の果たすべき役割を規定しています。

第2項では、第1号から第4号で、議員の役割を果たすための活動原則を規定しています。

## (会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 【解 説】

本条は、会派について規定しています。

#### ※ 会派

市政に対して同じような考え方や意見を持っている議員は、グループをつくって活動しており、このグループを「会派」という。

## 第4章 議会と執行機関との関係

### (市長その他の執行機関との関係)

第6条 二元代表制の下、議事機関である議会と市長その他の執行機関は、独立対等の立場で、適度な緊張関係と信頼関係を築き、相互の議論を深め、調整を行いながら、本市の意思決定を行う。

#### 【解 説】

本条は、議会と市長その他の執行機関との関係について規定しています。

#### ※ 適度な緊張関係と信頼関係

二元代表制のもと、議事機関である議会と市長その他の執行機関とは、それぞれの機能を市民のために十分に発揮することが求められており、一定の緊張関係を保ちつつも、市民福祉の増進及び市勢の発展という共通目標に向けた信頼関係の構築も欠かすことができない。

### (資料の要求)

第7条 議会は、市長その他の執行機関に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。

#### 【解 説】

本条は、議会が、議案等の審議、市長その他の執行機関に対しての監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うため、市長その他の執行機関に対して有している情報の提供を求めることができることを規定しています。

市長その他の執行機関には、求められた資料の提供に対して、誠実な対応が求められます。

### (議決事件)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、別に定める。

#### 【解 説】

議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項において、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定することなどの15項目が規定されています。

また、同条第2項で、議決することが必要と認める事件については、条例で追加して定めることができると規定されています。

なお、本市では既に「北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」が制定されており、「基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない」（第3条）と定めています。

## 第5章 議会運営

### (議会運営)

- 第9条 議会は、議会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する。
- 2 議会運営に関わる事項については、この条例の趣旨に則り、議会運営委員会において協議し、調整する。
  - 3 議長は、議会を代表して、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
  - 4 副議長は、議長と協力し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

#### 【解説】

本条は、議会運営について規定しています。

#### ※ 議員平等の原則

議員間では、当選回数や年齢、経験等の区別なく平等であることをいいます。

### (委員会)

- 第10条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置く。
- 2 常任委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行い、議案、請願等を審査する。
  - 3 議会運営委員会は、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するため、議会の運営に関する事項等について調査を行い、議案、請願等を審査する。
  - 4 特別委員会は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査する。

#### 【解説】

本条は、議会に設置される3つの委員会について規定しています。

議会の政策立案機能及び監視機能を強化するために、常任委員会を中心として運営する考え方のもとに、第2項において常任委員会の所管事務調査を積極的に行うことを規定し、第4項において特別委員会は個別具体的に必要に応じて設置することを規定しています。

第3項では、議会の円滑な運営を行うために設置された議会運営委員会は、議会の適正かつ効率的な運営の実現に資するよう努めなければならないことを規定しています。



### (会議等における質疑応答)

- 第11条 会議等における質疑応答は、市民へのわかりやすさに留意する。
- 2 会議等における質疑応答については、議員は、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかを選択することができる。
  - 3 市長その他の執行機関は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言することができる。

#### 【解説】

本条は、会議等における質疑応答について規定しています。

#### ※ 質疑

会議において、議題となっている議案等に対して、その不明確な点を、提案者等に説明や意見を求めること。

#### ※ 質問

地方公共団体の事務全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況等について説明や意見を求めること。

#### ※ 一問一答方式

1つの項目について議員が質疑、質問し、市長等が答弁を行うことを重ねて、その後、次の項目の質疑、質問を行うという質疑、質問形式の1つ。

#### ※ 一括質問一括答弁方式

複数の項目についてまとめて議員が質疑、質問し、市長等がまとめて答弁を行うという質疑、質問形式の1つ。

## 第6章 議会と市民との関係

### (市民参加)

第12条 議会は、議会活動の過程において、市民との協働による開かれた議会の実現に努めなければならない。

#### 【解説】

本条は、議会が市民との協働による開かれた議会の実現に努めることを規定しています。

#### ※ 市民との協働による開かれた議会

議会が活動を行う際に、市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行うことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図るという北九州市議会が目指す方向性。

### (公聴会及び参考人制度の活用)

第13条 議会は、議案等の審議及び審査並びに調査に当たっては、公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するものとする。

#### 【解説】

本条は、議案等の審査及び調査に当たっては、公聴会及び参考人制度を積極的に活用していくことを規定しています。

#### ※ 公聴会

重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件を審議等する場合に、必要に応じて利害関係者や学識経験者等の意見を聴くために開催するもの。

#### ※ 参考人制度

利害関係者や学識経験者等の出頭を求めて、意見を聴取する制度。「公聴会」より簡便な手続で民意を直接聴取する方法とされる。

### (議会報告会の開催)

第14条 議会は、必要に応じて議会報告会を開催し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。

#### 【解説】

本条は、議会報告会の開催について規定しています。

議会報告会は、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会として、審議や審査の内容や過程等を説明し、市民からの意見を聴取し、議会活動に反映させることを目的としています。

### (議会広報の充実)

第15条 議会は、市民が市政に関心を深める議会広報を行い、情報伝達手段の進化に応じて充実、強化しなければならない。

#### 【解説】

本条は、議会広報の充実、強化について規定しています。

### (会議等の公開)

第16条 議会は、開かれた議会運営に資するため、会議等を原則として公開する。

2 議会は、本会議の会議録及び委員会の議事等の記録を作成し、公開する。

3 議会は、会議等で用いた資料を積極的に公開する。

#### 【解説】

本条は、会議等の公開、会議録等の公開及び会議等で用いた資料の公開について規定しています。

## 第7章 議会の機能強化

### (議会の機能強化)

第17条 議会は、市長その他の執行機関の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

#### 【解説】

本条は、議会の機能強化に関して規定しています。

### (学識経験者等の活用)

第18条 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

#### 【解説】

本条では、学識経験者等の活用について規定しています。

#### ※ 地方自治法第100条の2（専門的事項に係る調査）

この条文は、平成18年の地方自治法の改正により追加されたものであり、議会は、議案の審査及び市の事務の調査に関し、専門的な知見の活用が必要となった場合に、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることが可能となった。

なお、議会としての権限であるため、専門的事項に係る調査をさせるには、議会の議決を要する。

### **(議会事務局の機能強化)**

- 第19条 議会は、議会の機能を充実強化し、効果的かつ円滑な運営を確保するため、議会事務局を設置し、その機能強化に努めるものとする。
- 2 議会事務局は、議長の指揮監督の下、議会活動を補佐し、議会に関する事務を執行する。
- 3 議会は、専門的な知識経験を有する者等を活用する等、議会事務局の体制の強化及び運営の充実を図ることができる。

#### **【解説】**

本条は、議会事務局について規定しています。

議会事務局とは、議長から任命された職員により構成され、議長の指揮監督のもとで、議会活動を補佐する組織です。

### **(議会図書室の充実強化)**

- 第20条 議会は、その役割を果たすために、必要な資料等を収集し、保管する議会図書室を設置し、充実強化に努めるものとする。

#### **【解説】**

本条は、議会図書室の充実強化について規定しています。

## 第8章 その他

### (議員定数等)

第21条 議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当については、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の地方自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、別に条例で定める。

#### 【解説】

本条は、議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当について規定しています。

なお、議員定数については、「北九州市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」で、議員報酬、費用弁償及び期末手当については、「北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で規定されています。

### (政務活動費)

第22条 議会は、政務活動費を活用して、政策立案及び政策提言並びに市長その他の執行機関に対する適切な監視及び評価などの議会活動の充実強化に努めるものとする。

- 2 政務活動費については、その使途の透明性を確保しなければならない。
- 3 政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

#### 【解説】

本条は、政務活動費について規定しています。

なお、政務活動費の交付に関する事項については、「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」で規定されています。

#### ※ 政務活動費

地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付される費用である。

### (議員の資産等の公開)

第23条 政治倫理の確立のための議員の資産等の公開については、別に条例で定める。

#### 【解説】

本条は、議員の資産等の公開について規定しています。なお、本市議会では、「政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づき資産等の公開を行っています。

### (他の条例等との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

#### 【解説】

本条は、この条例と他の条例等との関係を定めています。議会に関する他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例が定める事項との整合を図ることを規定しています。

### (条例の見直し)

第25条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。

#### 【解説】

本条は、必要に応じて、この条例の見直しを行うことを規定しています。

#### 付 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。